

選挙

長野県議会議員
一般選挙 投・開票の結果



任期満了に伴う長野県議会議員一般選挙が、4月3日に告示され、4月12日に投・開票が行われました。中野市開票区の投・開票の結果は次のとおりです。

有権者数	投票者数		無効投票	持帰り・その他	候補者別得票数(得票順)	有効投票	
	男	女				男	女
3万6695人	1万7730人	1万8965人	1万5919票	191票	1票	45.91%	42.03%
1万6111人	8140人	7971人	1票				

小林東一郎(無・現) 6611票
丸山 栄一(自民・現) 5969票
深井かつよし(無・新) 3339票

お問い合わせ先
選挙管理委員会事務局
☎(22)2111 (内線324)

懇談会

わくわく市民懇談会



将来にわたり魅力ある中野市であるため、市の将来ビジョンについて市長と直接意見を交わし、想いを共有することで、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的とした「わくわく市民懇談会」の申し込みを受け付けています。

池田市長と魅力ある地域づくりを目指して意見交換しませんか。

対象 市内の各種団体(地区や趣味、スポーツ、ボランティアの仲間など)でおおむね10人以上集まる集会など。

お問い合わせ・申し込み先
庶務課秘書広報係
☎(22)2111 (内線208)

※政治活動、宗教活動などを目的としたものは除きます。なお、酒席は、ご遠慮させていただきます。

開催日時 市長の日程が確保できる日とし、申し込み時に日程調整するものとします。(土・日・祝日・夜間も可能)

会場 申し込みされる皆さんに用意していただきます。

税金

軽自動車税の税率改正



平成27年度税制改正および市税条例の改正により軽自動車税の税率が次のとおり改正されました。

軽自動車税のグリーン化特例(軽減)について

○平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に、初めて車両番号の指定を受けた一定の環境性能を有する軽四輪車などについて、燃費目標基準の達成度に応じ、図1の税率が平成28年度に適用されます。

○平成27年度および平成28年度からの軽自動車税については、図2の税率が適用されます。

原動機付自転車などについて
原動機付自転車、小型特殊自動車、農耕作業用自動車、雪上を走行するもの、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車に係る軽自動車税の税率の引上げは1年延期し、平成28年度から適用されます。

※平成27年度分の軽自動車税の納税通知書は5月中旬に発送します。期限内に納付をお願いします。

お問い合わせ先
税務課課税係
☎(22)2111 (内線225)

(図1)

車両区分			税率(年税額:円)		
			(ア)	(イ)	(ウ)
軽自動車	三輪のもの		1,000	2,000	3,000
	四輪以上のもの	乗用のもの	営業用 1,800	3,500	5,200
		乗用のもの	自家用 2,700	5,400	8,100
	四輪以上のもの	貨物用のもの	営業用 1,000	1,900	2,900
貨物用のもの		自家用 1,300	2,500	3,800	

(ア) 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)
(イ) 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(以下:※1)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物用:※1かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
(ウ) 乗用:※1かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物用:※1かつ平成27年度燃費基準+15%達成車
※(イ)、(ウ)については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

(図2)

車両区分			税率(年税額:円)		
			(エ)	(オ)	(カ)
軽自動車	三輪のもの		3,100	3,900	4,600
	四輪以上のもの	乗用のもの	営業用 5,500	6,900	8,200
		乗用のもの	自家用 7,200	10,800	12,900
	四輪以上のもの	貨物用のもの	営業用 3,000	3,800	4,500
貨物用のもの		自家用 4,000	5,000	6,000	

(エ) 平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両
(オ) 平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両
(カ) 最初の新規検査から14年を経過した月の属する年度の車両(平成28年度から)



制度

10月からマイナンバー制度が始まります

10月以降、国民一人一人にマイナンバー（個人番号）が通知されます。

通知を確実にお受け取りいただくため、現在のお住まいと住民票の住所が異なる方は、お住まいの市町村に住民票の異動をお願いします。

また、通知されたマイナンバーの申請書類に基づき、個人番号カードの交付申請を行います。申請された方には、平成28年1月より、個人番号カードの交付が始まります。

◆マイナンバー制度の概要

マイナンバーは、住民票を有する全ての方一人一人に、12桁の番号が交付され、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

◆制度が目指すもの

マイナンバー制度は、次の3つの目的を実現するための社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

◆番号の利用範囲

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。

※マイナンバーは社会保障、税、災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

○社会保障（年金・労働・医療・福祉）

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

○税

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務 など

○災害対策

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務 など

制度実施の流れ

平成27年10月～

マイナンバーの通知を住民票の住所へ送付開始

平成28年1月～

・社会保障・税・災害対策で、マイナンバーの利用が開始
・申請者に個人番号カードを交付

平成29年1月～

国の行政機関の間で、情報連携を開始

平成29年7月～

地方公共団体なども含めた、情報連携を開始

マイナンバー制度について詳しくは、内閣官房のホームページ (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>) をご覧いただくか、コールセンター（☎ 0570-20-0178）へ直接お問い合わせください。

※コールセンターの受付時間は、平日の午前9時30分から午後5時30分までです。

問い合わせ先 市民課窓口係 ☎（22）2111（内線274）